

青森県内での就職活動に  
おける交通費を助成する  
制度(県事業)もあります！  
(最大22,000円)

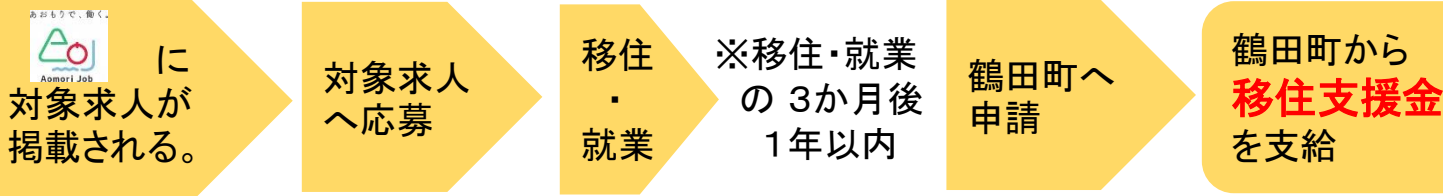


# 東京圏から鶴田町への移住・就業で、 最大100万円を支給します！

- ◆2人以上の世帯の移住 100万円を支給(18歳未満の子ども1人につき30万円加算)
- ◆単身での移住 60万円を支給



## 移住支援金支給までの主な流れ(マッチングサイトを利用して就業する場合)



あおもりで、働く。  
Aomori Job : 青森県公式マッチングサイト「あおもりジョブ」

### お問合せ先

鶴田町 企画観光課 まちづくり班  
(青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200-1)  
TEL:0173-22-2111  
E-mail:keikaku@town.tsuruta.lg.jp

制度の詳細は町HPへ



制度全般に関する  
ことは県HPへ



マッチングサイト  
はこちらから！



## 1. 支給金額

世帯での移住:100万円 単身での移住:60万円

※18歳未満の子どもがいる世帯は、子ども一人につき最大30万円を加算

## 2. 支給対象者

①対象求人	就業した方	マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載されている求人に応募し、新規で採用された方。
②専門人材	に該当する方	プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した方(令和3年3月16日以降の転入に限ります)。
③テレワーカー		所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住し、移住先を生活の本拠として、移住元での業務をテレワークで行う方。(令和3年3月16日以降の転入に限ります)。
④関係人口	に該当する方	当町や地域の人々と関わりを有する方のうち、当町が本事業における関係人口と認める方。(令和3年6月21日以降の転入に限ります)。
⑤起業	した方	青森県が実施する起業支援金の交付決定を受けた方。

## 3. その他の要件

①移住元 (上記2. ①～⑤ 共通)	<ul style="list-style-type: none"><li>・住民票を移す直前の10年間のうち、<b>通算5年以上(直近の1年間は連続)</b>、東京23区内に在住していた方または東京圏※1に在住し、東京23区内に通勤※2していた方。<ul style="list-style-type: none"><li>※1 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県のこと。ただし、条件不利地域を除きます。</li><li>※2 条件により大学等への通学期間を算入できる場合もあります。</li></ul></li></ul>
②移住先 (上記2. ①～⑤ 共通)	<ul style="list-style-type: none"><li>・平成31年4月1日以降に青森県内に住民票の異動を伴い転入した方。</li><li>・申請時において<b>転入後3か月以上1年以内の方</b>。</li><li>・申請後5年以上継続して青森県内に居住する意思のある方。</li></ul>
③就業	<ul style="list-style-type: none"><li>・移住支援金申請日から5年以上継続して勤務する意思がある方。</li></ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p><b>対象求人(上記2. ①のみ)</b></p><ul style="list-style-type: none"><li>・マッチングサイト掲載求人のうち、対象マークがあるもの※3が対象。</li></ul><p>※3 三親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務にある法人は対象外です。</p></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p><b>就業条件(上記2. ①及び②)</b></p><ul style="list-style-type: none"><li>・勤務地が青森県内であること。</li><li>・週20時間以上の無期雇用契約で、申請時点で<b>連続3か月以上在職</b>していること。</li><li>・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</li></ul></div>
④関係人口 (上記2. ④のみ 適用)	<p>次の(1)及び(2)のいずれの要件も満たす必要があります。</p> <p><b>(1) 転入時50歳未満の者で、次のいずれかの要件に該当する方。</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・鶴田町に対して過去2年以上ふるさと納税等で寄附をしていること。</li><li>・5年間以内に当町の移住関連イベント等に参加し、移住相談や交流活動をしていたこと。</li><li>・町内の会員制地域活性化団体等やふるさと鶴田会に1年以上会員登録していること。</li><li>・過去に鶴田町に居住歴があること、または現に町内に3親等以内の親族がいること。</li></ul> <p><b>(2) 就業、起業、事業承継または就農し、5年以上継続して従業する意思を有する方。</b></p>
⑤起業 (上記2. ⑤のみ 適用)	<ul style="list-style-type: none"><li>・申請時点で転入後1年以内かつ起業支援金の交付決定から1年以内にある方。</li></ul>

## 4 申請方法

申請書に加え、支給対象者の要件を満たすことを証明する書類等を提出していただきます。申請様式及び必要書類については、鶴田町役場企画観光課担当窓口へお問合せください。